

改定の経緯・目的(1p)

- 令和6年7月 国「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」改定
- 令和7年5月 都「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」改定

新型コロナウイルスの対応から得られた多くの知見・経験をもとに、平成26年に策定した現計画を改定し、将来発生し得る感染症危機に対して、効果的かつ迅速な対応を図る。

第1部 基本的な考え方(2p)

1 根拠 区計画は特措法に基づき策定し、感染症法に基づく区予防計画及び地域保健法に基づく健康危機対処計画との整合を図る。

	新型インフルエンザ等対策特別措置法 (社会・経済全体にわたる総合的な対策)	感染症法 (予防・医療に関する措置)	地域保健法 (地域住民の健康の保持・増進)
国	政府行動計画	基本指針	地域保健指針
都	都行動計画	都予防計画	—
区	区行動計画	区予防計画	健康危機対処計画 (感染症編)

2 対象とする感染症

- 新型インフルエンザ等感染症
- 指定感染症 ※当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- 新感染症 ※全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

3 対策の目的

(1) 感染拡大の抑制、区民等の生命及び健康の保護

感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保するなどの取組を推進

(2) 区民生活及び地域経済活動に及ぼす影響の最小化

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うなどの取組を推進

4 発生段階等の考え方

発生段階を「準備期」「初動期」「対応期」の3期に分け、特に準備期の取組を充実



5 対策項目

- ・ 現計画で7項目だった対策項目を13項目に拡充
- ・ 各項目の内容を精緻化し、有事の際に迅速に対応できる危機管理体制を整備

1 実施体制	4 情報提供・共有、リスク コミュニケーション	7 ワクチン	11 保健
2 情報収集・分析		8 医療	12 物資
3 サーベイランス	5 水際対策	9 治療薬・治療法	13 区民生活及び地域経済 の安定の確保
	6 まん延防止	10 検査	

第2部 各対策項目の考え方及び取組(22p～150p)

第1章 実施体制(22p～32p)

感染症に関する全庁的対応体制を構築するとともに、状況に応じて柔軟に体制を見直し

〔感染症等健康危機が発生し、関係各課との調整が必要と認められる場合に、保健所長が開催〕

→健康危機管理対策幹事会

〔健康危機管理対策幹事会にて全庁的な対応が必要とされる重大な健康被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断された場合に設置〕

→健康危機管理本部

〔政府または都対策本部が設置された場合(任意) 特措法に基づき緊急事態宣言が発令した場合(必須)〕

→新型インフルエンザ等対策本部

速やかに実施体制を整え、区の基本方針等を決定

第3章 サーベイランス(41p～49p)

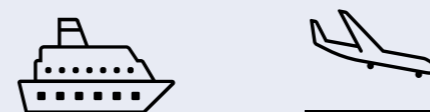
流行状況に応じた感染症サーベイランス等の実施

- 迅速・正確な情報収集・分析に基づくリスク評価
- リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施
- 正確な情報を区民等へ提供・共有



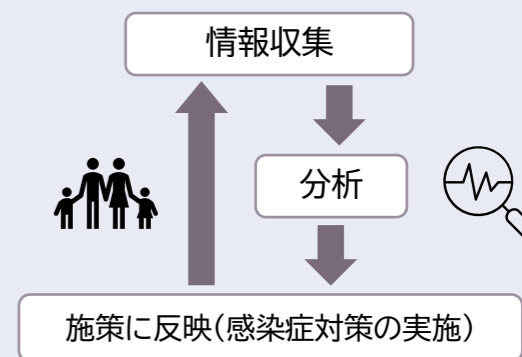
第5章 水際対策(64p～69p)

国内への病原体の進入を可能な限り遅らせ、感染症危機対応の準備時間を確保



第2章 情報収集・分析(33p～40p)

新たな感染症の特徴や病原体の性状、感染リスク等の情報はじめ、区民生活及び地域経済に関する情報を迅速に収集・分析



第4章 情報提供・共有 リスクコミュニケーション(50p～63p)

科学的根拠に基づく的確な情報提供・共有と、可能な限り双方向のコミュニケーションを実施

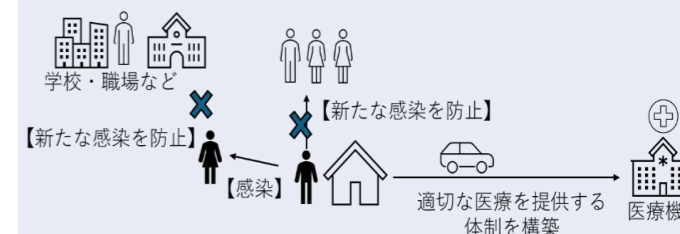


情報の一元化

様々な媒体による情報提供

第6章 まん延防止(70p～77p)

国の方針を踏まえて、まん延防止対策を講じ、効果等を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に切替え



第7章 ワクチン(78p～93p)

国・都の方針等に基づき、接種体制の立ち上げに向けて必要な準備を行い、迅速に接種を実施するとともに、接種に関する情報提供の実施

- 接種体制
- 健康被害救済
- 特定接種
- 情報提供・共有
- 住民接種
- ODXの推進
- ワクチンや接種に必要な資材の供給



第8章 医療(94p～100p)

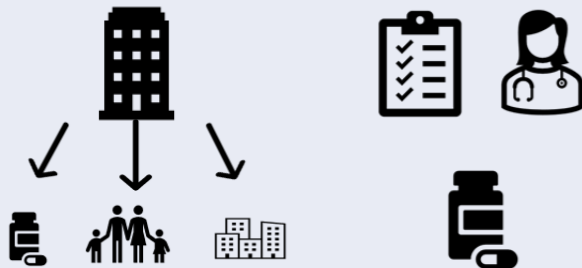
都や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備するとともに、患者に適切な医療が提供できるよう対応

- 相談センターの整備
- 入院調整
- 自宅療養・宿泊療養等における支援
- 医療提供体制の段階的な移行



第9章 治療薬・治療法(101p～106p)

医療機関等に対し、治療薬等の最新の知見の情報提供や適切な使用等を要請するほか、区民に対し、正確な情報をわかりやすく発信



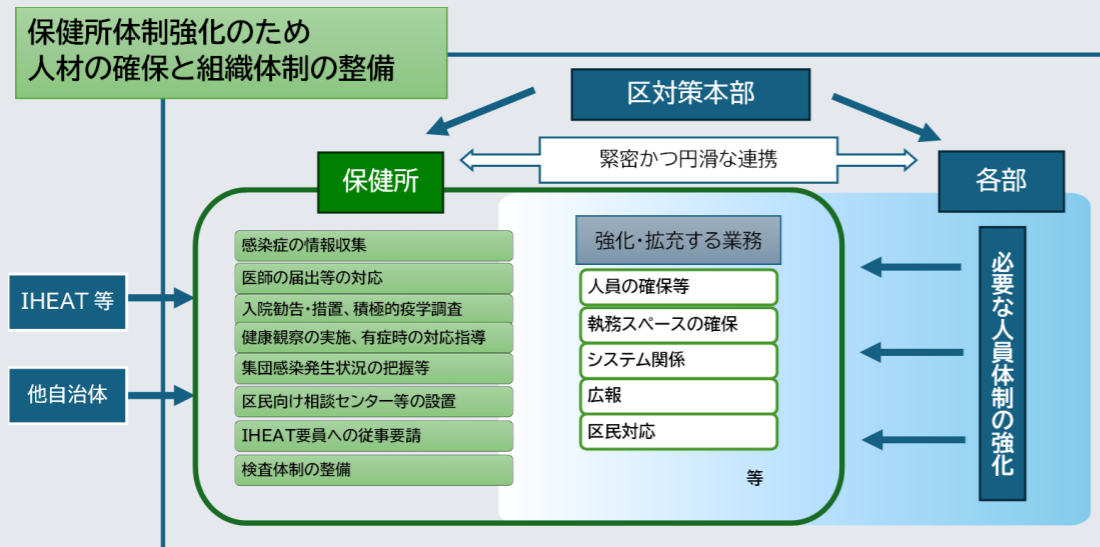
第10章 検査(107p～114p)

病原体の性状や検査の特性等を踏まえた検査の実施、適時かつ柔軟な検査体制の見直し



第11章 保健(115p～132p)

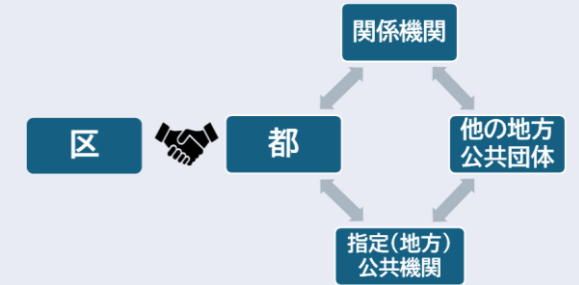
保健所体制強化のための人材確保と組織体制を整備し、予防計画や健康危機対処計画に基づき、状況に応じた連携体制の構築



第12章 物資(133p～137p)

平時からの感染症対策物資等の備蓄と感染症対策物資の不足を防ぐための取組を推進

- 感染症対応業務にかかる、個人防護具等の備蓄(保健所)
- 都や関係機関等と連携した感染症対策物資等の確保



第13章 区民生活及び地域経済の安定の確保(138p～150p)

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを図り、区民生活と地域経済の安定を確保

区民等への支援

- 行政手続きや支援金等の仕組みの整備
- 学校における学びの継続体制整備
- 高齢者・障がい者等への生活支援

事業者への支援

- 経営の特設窓口設置
- 事業活動影響に応じた施策
- 各種助成金の支給



第3部 区における危機管理体制(151p～155p)

感染症発生時、関係機関と連携して情報を迅速に把握、全庁一体となった対応体制の立ち上げ 区民の安全確保に向けた緊急対応を行う

区の実施体制



健康危機管理対策幹事会 (保健所)

- 当面の対策、関係各課の役割分担、健康危機管理本部設置の適否の協議・決定

健康危機管理本部

- 当面の対策、各部・課の役割分担、関係機関への連絡調整・支援要請

新型インフルエンザ等対策本部

- 区の基本方針、対策の実施体制、財政措置、職員の応援・派遣対応、緊急事態宣言関係